

## 岡崎市大学連携アドバイザー利用費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市市民協働推進条例(平成21年岡崎市条例第8号。以下「条例」という。)の理念を踏まえるとともに、本市に設置された高等教育機関である大学等の活用を図るため、市民活動団体が自ら行う市民活動の一環において、大学懇話会を構成する市内大学に在籍若しくは大学懇話会の推薦を受けた教授等から専門的助言等を受ける行為に対し、予算の範囲内において、岡崎市大学連携アドバイザー利用費補助金(以下「補助金」という。)の交付に必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とする。
- (2) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動とする。
- (3) 大学懇話会 市内大学(愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学)で組織された会をいう。
- (4) 教授等 常勤非常勤を問わず大学教授、大学准教授及び大学講師等として、大学に雇用されている者をいう。
- (5) 助言等 教授等が専攻する学問分野、あるいは教授等の個人の活動で蓄積された知識を市民活動団体のために提供する行為を指す。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 対象となる事業は、市民活動団体が行う、大学懇話会に所属する大学の教授等による助言等を含む主に市民を対象とした講演会等とし、補助対象経費及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、国、県、地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助金の交付を受けている事業については、補助の対象としない。

(アドバイザー利用計画書)

第4条 この要綱に基づき補助金を受けようとする団体は、規則第5条に規定する市費補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる事項を明らかにした大学連携アドバイザー利用計画書を添付し、当該年度における事業の着手30日前までに提出しなければならない。

- (1) 助言等の目的、教授等の氏名、助言等の内容、謝礼の金額
- (2) 団体の活動内容を示す資料で、次に掲げるもの

ア 会則

イ チラシやポスターなど当該講演会等が当該市民活動団体の会員だけでなく市民を対象としていることが分かる資料

ウ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条により提出された申請書を審査し、適正と認める場合は補助金の交付決定を行い、申請団体に通知する。この場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体は、規則第10条に規定する市費補助事業等実績報告書を補助事業完了後30日以内(30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 領収書の写し

(3) 写真等講演会等を行ったことを明らかにする記録

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受け、審査の後、補助金の額を確定し、当該団体に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の確定をした後、当該団体からの請求を受け、確定した額を交付する。

(助言及び情報提供)

第9条 大学懇話会は、アドバイザー選定に際し、必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した交付辞退申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、辞退の承認の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が大学懇話会と協議して別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費	補助限度額	補助回数
助言等を含む市民を対象とした講演会等を行った教授等に対する謝礼	1 回につき謝礼の 2 分の 1 の額、又は、次の額のうち、いずれか低い額とする。 大学教授 11,500 円 大学准教授 8,700 円 大学講師等 6,800 円	年 1 回まで及び 1 団体 2 年を限度とする。